

町内路線バス定額運賃制度をご利用の方へ ～更新のお知らせ～

町では、バス利用者の増加を図り、公共交通を維持することならびに高齢ドライバーによる交通事故の防止を目的として「カミ優待制度」と「高齢者運転免許証自主返納支援制度」を行っています。

◎更新の時期です！

「カミ優待制度」ならびに「高齢者運転免許証自主返納支援制度」をご利用中で、4月1日以降も利用を希望される方は、更新手続きが必要です。

◆カミ優待制度

次のものを持参し、函館バス株式会社江差営業所にて手続きしてください。

- ・カミ優待制度に登録済みの「ICASnimocaカード」
- ・身分証明書（健康保険証など）

※3月中に更新をされない場合、4月1日以降の利用ができなくなります。

※**必ず登録者ご本人**が更新手続きを行ってください。



◆高齢者運転免許証自主返納支援制度

3月中に、利用者の皆様へ更新手続きについて文書を郵送します。届きましたら内容をご確認のうえ、総務課政策推進室にて手続きしてください。

※3月中に更新をされない場合、4月1日以降の利用ができなくなります。



◎問い合わせ先

- ・カミ優待制度の更新手続きに関すること
函館バス株式会社 江差営業所
☎0139-52-0025
- ・高齢者運転免許証自主返納支援制度の更新手続きに関すること
総務課 政策推進室

カミ優待制度



高齢者運転免許証
自主返納支援制度



自動車税種別割の住所変更をお忘れなく！

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

令和7年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、下記に該当する方は**3月中**に運輸支局で手続きをお願いします。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）



変更登録が
間に合わないときは？

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先を変更してください。

問い合わせ先 札幌道税事務所自動車税部
☎011-746-1190

北海道 自動車税 住所変更 検索

住民課窓口にて行う、マイナンバーカードの休日・夜間申請サポートおよび交付を希望される方は、**随時事前予約**が必要です。予約をしていない方の対応はできませんのでご注意ください。
※窓口の混雑状況などにより、ご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
■申し込み・問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ